



## 報道発表

浜松市外国人材等日本語学習支援事業費補助金  
申請事業者の募集について

浜松地域での活躍が期待される外国人材等の就職後の定着促進のため、下記のとおり事業所が負担する外国人材等の日本語能力試験N3（※）以上の認定取得に要する経費の一部を補助します。

## 記

- 1 募集期間 令和6年5月1日（水）から令和7年2月28日（金）まで
- 2 補助対象者 浜松市内に営業所・事業所等を有する法人又は浜松市内で事業を営む個人
- 3 補助対象経費 外国人材等の日本語能力試験N3以上の認定取得のため、補助対象者が負担した日本語学校や日本語教室への就学に係る経費（入学の選考にかかる経費・入学金・授業料・教科書代及び教材費）  
※令和6年度から、補助の条件をN2以上からN3以上に緩和しました
- 4 主な補助要件
  - （1）補助対象者が補助対象経費を全額負担していること（外国人材等の自己負担がないこと）
  - （2）日本語能力試験N3以上の認定を受けてから1年以内の申請であること
  - （3）補助金申請時点において外国人材等を正規雇用していること

## 5 補助金額

取得レベル	補助率	補助上限額
N1・N2	1/2	40万円/人
N3	1/2	30万円/人

※外国人材活躍宣言認定事業所は、上限額が10万円引き上げられます

（※）日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が実施している、言語知識・読解・聴解の3つの要素により日本語コミュニケーション能力を測定し、認定する試験。



## 6 申請様式の入手方法

申請書類は、ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kokusai/office/nihongo.html>

## 7 お問い合わせ先、書類提出先

申請書類は下記へ、郵送または持参にてご提出ください。

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市 企画調整部 国際課 電話：053-457-2359

Email: [kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:kokusai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)